

住居新築届

(共同住宅・長屋住宅等を新築される場合は、別途「集合住宅報告書」を提出してください。)

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

申請者 (通知書 送付先)	住所	〒 -
	氏名又は 法人名	
	担当者名 (法人の場合)	
	電話番号	()

次のとおり住居を新築したので住居表示に関する条例第3条第1項の規定によりお届けします。

氏名 (所有者又は居住者)			
マンション名			
建 物	所在地 (地番)	大阪狭山市	
	構造	木造・鉄筋・鉄骨・その他 ()	平屋・()階建
	用途	住居・事務所・店舗・その他 ()	
	完成	令和 年 月 日	
添付書類	1. 所在地がわかる地図 (住宅地図、位置図など) 2. 地番図 3. 建物の図面 (配置図、平面図、立面図など)		

※以下の欄は、記入しないでください。

住居表示番号の決定			
大阪狭山市	<input type="checkbox"/> 池尻北 <input type="checkbox"/> 池尻中 <input type="checkbox"/> 池尻自由丘	丁目	番 号
	<input type="checkbox"/> 金剛 <input type="checkbox"/> 西山台 <input type="checkbox"/> 大野台		

現地確認日	年 月 日	決定通知日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

住居新築届について（ご案内）

住居表示の実施区域内において、建物を新築や建替えをするときは、住所を決定するために「住居新築届」の提出が必要です。内容をお読みいただき、必ずお手続きをお願いします。

※この届出がないと住所の決定ができません。

＜住居新築届の提出時期について＞

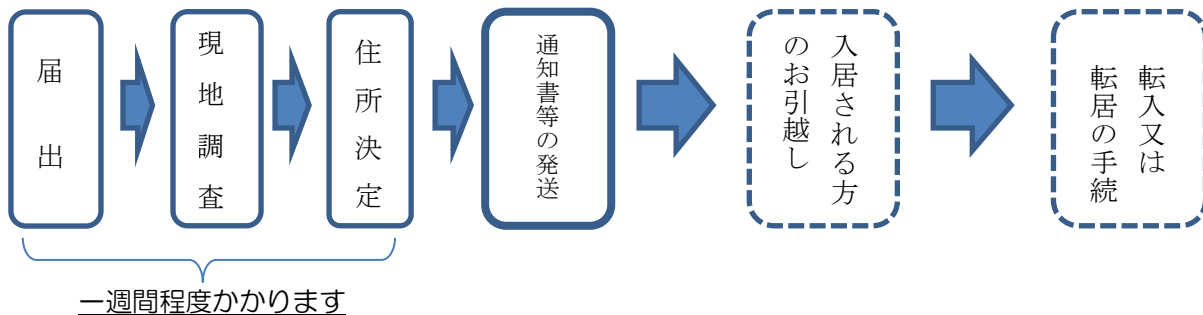
○棟上げ後、出入口(玄関)が確認できる状態になったときから、入居日の一週間前まで。

＜提出物＞

- 住居新築届
- 位置図（所在地がわかるもの。住宅地図の写しでも可）
- 配置図（道路、敷地、建物の位置関係、建物の形状、出入口、寸法を記載したもの）
- 平面図（間取り等がわかるもの） ○立面図（共同住宅等の場合は必要）

＜住所の決定までの流れ＞

- ①住居新築届の提出（提出先：大阪狭山市 市民部 市民窓口グループ）
- ②市の職員が現地調査を行い、建築状況や出入口（玄関）を確認します。
- ③提出物及び現地調査の結果に基づき、住居表示番号（住所）を決定します。
- ④住所決定後、「住居表示決定通知書」と「住居番号表示板」を申請者あてに郵送します。
- ⑤通知後、転入又は転居の手続きをしていただきます。



＜住所表示決定通知書の発送時期＞

○住居新築届の提出があった日から約一週間後に発送します。

（郵便事情などにより到着が遅れる場合がありますのでご了承ください。）

＜その他＞

※建物の住居表示番号(住所)は、△丁目◇番▽号(△町名、◇街区符号、▽住居番号)となります。

※次の場合は、制度上2戸以上の建物が同じ住所になる可能性があります。

- ・過去に住居表示番号の決定をした建物の敷地内に複数の建物が建つ場合
- ・住居表示区域実施の告示日以降に新たに設置した道路を接続道路とする建物の場合
- ・その他、住居表示区域実施の告示日当時の状況と比べて土地利用等に変更がある場合など

住居表示の実施 区域（町名）	○池尻北 1～2 丁目	○池尻中 1～3 丁目	○池尻自由丘 1～3 丁目
	○金剛 1～2 丁目	○西山台 1～6 丁目	○大野台 1～7 丁目